

10

事故報告書／ 事故速報／事故の記録

(1) 事故報告書の提出

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、次ページの各種の重大事故があったときは30日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して3通を運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。

(2) 速 報

2人以上の死者又は5人以上の重傷者が生じたとき、10人以上の負傷者が生じたとき、自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、接触したことにより危険物、火薬類等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたとき、酒気帯び運転を伴う事故を起こしたときなど法令で定められた事故のほか、国土交通大臣の指示があったとき（例：事故の規模が大きいと判断される場合や事故発生による社会的影響が大きいと判断される場合）は、24時間以内においてできる限り速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければなりません。

この場合、速報を受ける支局の記録様式に則して必要な事項を必ず報告して下さい。（記録様式は102頁の「自動車事故速報」を参照。）

(3) 事故の記録

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若しくは物の損壊）又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故（次ページの事故）があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ① 乗務員の氏名
- ② 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

根拠法令

貨物自動車運送事業法第24条(事故の報告)
道路運送車両法第41条(自動車の装置)
自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)、第4条(速報)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

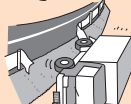
①-(1) 転覆事故

自動車が道路上において35度以上傾斜したとき



①-(2) 転落事故

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき



② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの



③ 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの（14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等）



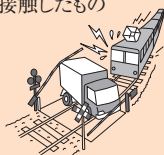
①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災を起こしたとき



①-(4) 接触事故

鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

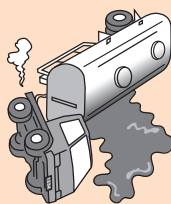


④ 10人以上の負傷者を生じたもの

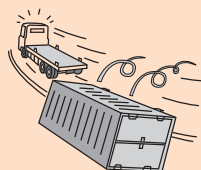


⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- 消防法第2条第7項に規定する危険物（塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化亜塩素酸塩類等）
- 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）等）
- 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの



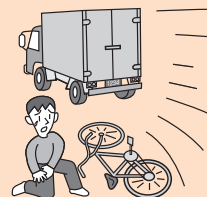
⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの



⑨ 救護義務違反があったもの



⑩ 車両故障に起因して運行できなくなったもの

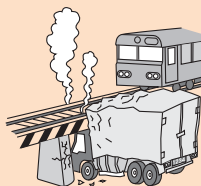
（自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により自動車の運行ができなくなったもの）



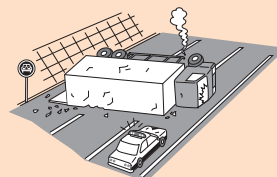
⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）



⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの



⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの



⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(4) 緊急時対応マニュアル

国土交通省は、我が国における危機管理意識の高まりに対応し、迅速な行政対応によって類似事故を未然に防止することで、事業用自動車における事故削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）に基づき、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成21年国土交通省告示第1224号）を制定し、緊急時対応マニュアルを作成しました。

緊急時対応マニュアルでは、以下のとおり事故と事件を区別して対応することとなっています。

① 速報の対象となる事故

【Ⅰ．特定重大事故】

- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたもののうち、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものに限る。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅱ．重大事故】

- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- ・ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものを除く。）
 - i 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき



速やかに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅲ．放射性輸送物の自動車輸送時における事故】

直ちに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、国土交通省自動車局環境政策課へFAX（又は電話）により速報

② 速報の対象となる事件

【Ⅰ．特定重大事件】

- ・ 施設の不法占拠
- ・ 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ・ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

直ちに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報

【Ⅱ．重大事件】（特定重大事件以外の次の事件）

- ・ 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

【Ⅲ．事件予告】

- ・ 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

速やかに、把握した範囲の事件内容や予告内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（又は電話）により速報



自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示
（平成21年国土交通省告示第1224号）

自動車事故報告書

(表)

●報告書を提出するときの大臣名を書きます。

●事故発生の日時、場所及びその時の天候状況を書きます。
 (イ) 時間は24時間制で
 (ロ) 場所は番地、高速道路のときは「上り、下り」の区分と〇〇kmポスト
 (ハ) 道路は、国、県、市道と書きます。
 (通称名でも可)

●家族・警察への連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を書きます。

別記様式（第3条関係）

自動車事故報告書									
国土交通大臣					殿				
自動車の使用者の氏名又は名称 住所 電話番号									
年 月 日 提出									
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆路線名又は道路名			
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧	6 その他			
☆発生場所	都道府県	区市郡	区町村	番地	道 線				
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置						☆自動車登録番号又は車両番号			
☆ 当時の状況									
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）									
☆当時の処置									
☆事故の原因									
☆再発防止対策									
※備 考									

(日本工業規格A列4番)

●事故を誘発した背後の原因も究明します。
 (例) 管理の不適切、道路状況の不良、勤務状況の不良等

局長

1. 申請された登録事項等と相違していないことを確認してください。もし相違しているときには、直ちに申し出てください。
後日申し出られたときには更正の登録の手続きが必要となります。

2. 登録年月日の欄には、新規登録の年月日又は最新の移転登録の年月日が表示されています。

3. 自動車登録簿の欄の交付を受けられる方は、この通知を自動車登録簿を授け交付代行店に提示してください。

●事故車両を管理している場所と名称を自動車検査証のとおり記載します。

(例) カーブであったため、路地から
街路灯がなく、暗く、一時停止せずに、等

自動車事故報告書

(裏)

- 行先地、経過地、休憩
地点及びそれぞれの
予定時刻、交替運転
者の配置、交替の状
況などを書きます。

— 84 —

☆印欄は具体的に記入する。不明な場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の必要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入できないときは別紙に記入しこれを添付すること。

- 危険を感じて（事故発生が予想されて）
（イ）処置（例えばブレーキ、ハンドル回避操作等）する直前の速度
（ロ）処置（例えばブレーキ、ハンドル操作等）したときの、相手車両または歩行者までの距離
（ハ）ブレーキをかけたときタイヤがロックし道路に残ったブレーキ痕の距離（雨天のときは「不明」と書きます。）

- 歩行者（通行人を含む）及び自転車乗りの事故のみ直前の状況等を表わします。

- 車両事故の場合、この他に調査票が必要です。

履歴・タイムカード（出勤簿）・乗務日報・実績
チャート紙等から調べて書きます。

- 当該自動車を運転していた者の満年齢及び当該自動車の運転資格を得たときからの年数を書きます。
- 当該事業用自動車の運転者として選任されている場合。
- 事故発生日以前1ヶ月の休暇（公休日含む）の日数を書きます。
- 乗務開始から事故発生までの乗務距離を書きます。
〔2日以上にまたがって行われている場合はその乗務開始から、途中8時間以上離れたらそこで終了。〕
- 事故日まで連続何日間出勤していたか、合計何kmハンドルを握っていたか。

自動車事故速報

●記入例

〔自動車事故速報〕 (第 報)															
〇〇〇 運輸支局長										発信者: 株式会社 〇〇〇〇 運輸 受信者: 受付: 平成〇〇年 〇月 〇日 6時30分					
日時	平成〇〇年 〇月 〇日 () 6時〇〇分					天候	晴								
場所	〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇高速道路 〇〇線 .kp														
種類	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死者	重傷	危険物(飛散・漏洩)	その他(車輪脱輪)				
損害	死者: 人	重傷者: 2人	軽傷者: 1人	物的損害: 不明 万円			車両の損害: 不明 破()								
第一当事者	事業者名 株式会社 〇〇〇〇 運輸					業態等					車名・型式・年式				
	登録番号 練馬〇〇-あ 〇〇〇〇										大型トラック				
	運転者 〇〇〇〇					年齢	30才	経験	6年	本務・臨時	定員	当時:			
	他()					年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大: 7t			
第二当事者	事業者名 飲食店経営					業態等					車名・型式・年式				
	登録番号										乗用車				
	運転者 〇〇〇〇					年齢	60才	経験	年	本務・臨時	定員	当時:			
	他()					年齢	才	経験	年	本務・臨時	積載量	最大:			
道路	幅員	勾配			直・曲の別				路面の種類				路面の状態		積雪
	m	平	上	下	直	右	左	交	ル	ア	ス	フ	砂	乾	湿
転落	追越・行違・退避・単独				正立・横転(乗降口:上・下)・逆転				路肩危険指定				車両制限令の指定		
	落差: m	場所:			水深: m	傾斜: 度			有・無						
踏切	種別:第 種	幅員: m	見通し: m			勾配:			制限等:						
一般事項	危険認知の速度: km/h				当該道路の最高制限速度: km/h				危険認知距離 m						
事業者	所在地:								保有車両数: 両(両)						
	代表者名:								運行管理者:						
事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。) 〇〇 高速道路 〇〇線 走行中、右後輪が突然外れホイールの 付いたまま、中央分離帯を越えて、反対側車線に飛び出し、走行してきた 乗用車のフロントガラスに衝突したものの。 運転者、同乗者は負傷しています。 走行帯 乗用車 〇〇 追越走行帯 追越走行帯 〇〇 追越走行帯 追越走行帯 〇〇 追越走行帯															
指示事項	推定原因														
	備考														

※ 24時間以内に運輸支局長に報告すること。

© 禁複製 運輸文研社 03(3861)0291

●記入例（裏）

運転者氏名	○ ○ ○ ○	本務臨時 年 月 日	才 月 日 採用 年 月 日	経験 年 月 日	運転者としての選任	○ 年 ○ 月	助手名	
運転者の状態	事故以前1か月間に 出勤しなかった日数	○ 日	乗務開始から事故発生までの乗務距離	○○ Km	過去3年間の事故の状況	過去3年間の事故件数 最近の事故年月日 ○ 年 ○ 月 ○ 日	○ 件	
	最近出勤しなかった日から 事故日までの勤務日数 及び乗務距離	○ 日 ○ Km	乗務開始から事故発生までの乗務時間	○ 時間	過去3年間の道路交通法の違反状況	過去3年間の違反件数 最近の違反年月日 ○ 年 ○ 月 ○ 日	○ 件	
免許証の種類	1.大型二種 2.大型 3.けん引 4.普通二種 5.普通 6.その他	免許番号	○○○○○○○○		免許証有効期限	○ 年 ○ 月 ○ 日	免許に付された条件	(有) (眼鏡)
過去3年間の適性診断の受診及び所見	①.有 2.無	交替運転者の配置	1.有 2.無 (交替後の乗務の時間及び乗務距離)		時間	Km		
最近の実施年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日	実施機関名	所見の概要					
最近の健康診断の受診状況	○ 年 ○ 月 ○ 日	○ 病院	やや性格急なところがあるのと慎重に					
事故に関する教育の実施状況	○ 年 ○ 月 ○ 日	定期・臨時・特別・部外	内容					
当該運転者に対する処置	当該運転者に對し指導及び注意事項等について書きます。		再発防止のためにとった又はとる予定の措置を書きます。					
この欄は現場の写真、適性診断診断書、保険関係などの写しの貼付等に利用してください。	事業者(一)業務管理	運行管理	乗務員	運転操作	運転者の健康状態	車両	道路	その他
	労働管理 1 資格要件に関する違反者の使用 2 安全及び服務の規律に関する監督不良 3 飲酒、疾病、疲労運転者の就業 4 乗務員の休業に関する管理不足(拘束時間又は乗務時間の不適切) 5 乗務員の休業に関する管理不足(休業施設の不良) 6 交替運転者の配置不履行又は確認不良 7 その他 運行管理 8 危険物携帯者の運送引受又は継続の拒絶不履行 9 点呼不履行 10 点呼における確認及び指示の不適切又は不履行 11 異常気象時等における危険防止の指示不良又は不履行 12 遅延原因の調査の不適切又は不履行 13 関係法令の遵守の監督、監督の不良又は不履行 14 乗務員に対する輸送の安全確保に関する指導・監督不良又は不履行 15 運行計画(ダイヤ)の不適切 16 無免許(無資格)運転の下命否認 17 過積載運行の下命否認 18 速度超過の下命否認 19 その他 路線管理 20 降車誘導路切の指定不適切又は不履行 21 降車危険箇所の指定不適切又は不履行 22 路線状況の把握十分又は不履行(運転基準図又は乗務基準の作成不履行を含む。) 23 路線の事前調査不履行 24 その他 車両管理 25 整備管理体制の不備 26 点検施設の不備 27 応急用器具の備付不履行又は確認不良 28 非常信号用具の備付不履行又は確認不良 29 消火器の備付不履行又は確認不良 30 その他 その他 31 施設、設備の不良 32 その他 乗務員の状態 33 資格要件に関する違反(無免許) 34 同上(その他) 35 疾病時の乗務 36 疲労時の乗務 37 居眠運転 38 飲酒時の乗務 39 薬物使用時の乗務 40 その他	41 喫煙運転 42 乗務中の雑談 43 脇見運転 44 乗務時の通告不履行又は確認不履行 45 発車時の安全確認不良又は不履行 46 発車時の警音器吹鳴不履行又は不適切 47 運転環境不良時の運行中止不履行 48 事業者からの指示不履行 49 歩行者に対する不注意 50 最高速度制限の不履行 51 最低速度制限の不履行 52 安全速度の不履行 53 車間距離不適切 54 通行区分帯運行不履行 55 右側走行 56 他車の直前直後横断 57 安全地帯乗入れ 58 信号無視 59 一時停止又は徐行不履行 60 悪路における運転操作不適切 61 下り坂運転不注意 62 追越不適切 63 行進い不適切 64 退避不適切 65 転回不適切 66 路肩乗入れ 67 駐車操作不適切 68 後退方法不適切 69 後退時の誘導無視 70 踏切通過時一旦停止、安全確認不良 71 踏切通過時乗客等の誘導無視 72 踏切通過時安速装置の操作 73 運転操作粗率 74 操作未熟 75 左折、右折不適切 76 制動操作不適切 77 無理な割り込み 78 携帯電話の操作 79 ドリフトシステム等車載機器の操作 80 漫然運転 81 その他 応急処置 82 消火器の取扱い不熟練 83 非常信号用具等列車防護手配の不履行又は不適切 84 非常信号用具の取扱い不熟練 85 その他	86 クモ膜下出血 87 脳いっ血 88 脳卒中 89 脳血栓 90 その他 心臓疾患 91 心不全 92 心筋梗塞 93 心臓発作 94 その他 その他 95 失神 96 心神喪失 97 貧血 98 その他 99 日常点検の不履行又は不適切 100 点検整備の不履行又は不適切 101 臨時整備の不適切 102 改修の不適切 103 不良部品の使用 104 設計、材質、熱処理、工作等の不良 105 原因究明中 106 その他 107 面縛不良 108 偏重偏積載 109 その他 110 道路の不良 111 橋梁の不良 112 障害物の夜間照明不良 113 道路修繕中 114 その他 115 左側通行 116 信号無視 117 車道通行 118 車の直前直後横断 119 横断禁止場所横断 120 踏切閉鎖中 121 路上作業 122 路上遊走 123 幼児の踏み歩き 124 踏切警手の不注意 125 他の車両の不注意 126 その他					
速報報告義務	有	重大事故報告義務	有	提出済	この記録簿は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)及び自動車事故報告規則を基に作成してあります。また、軽微な事故でもこの様式を用いて確実に記録し、事故原因をつかみ、事故の撲滅に努めましょう。 なお、この様式は重大事故報告書と重複する箇所がありますので、重大事故報告書の控え又はコピーを張り付けて保管すると便利です。 規則によりこの事故記録簿の保存期間は3年間です。			
速報受付者	関東運輸局 ○ ○ 運輸支局	事故取扱警察署 ○ ○ 警察署	TEL ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○	TEL ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○				

11

運輸安全マネジメント について

(1) 運輸安全マネジメントの概要

運輸安全マネジメントは、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社長からすべての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度で、すべての貨物自動車運送事業者には義務付けられています。

ここでは、保有車両台数200両未満（被けん引自動車を除く。）の中小事業者を念頭に、運輸安全マネジメントについて説明します。

事業者に取り組んでいただく主な項目は、「(1) 安全方針を定める」、「(2) 安全目標を定める」、「(3) 安全目標達成のための計画を作る」、「(4) 計画を実行する」、「(5) 取組状況を点検する」、「(6) 必要な見直し・改善を行う」、「(7) 輸送の安全に係る情報を公表する」の7点です。

(2) 運輸安全マネジメントの実施

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）を作ります。

輸送の安全の確保を基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した「安全方針」を作成します。

安全方針の例

「輸送の安全はわが社の根幹」

「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

(2) 輸送の安全に関する目標（安全目標）を定めます。

安全方針に沿い、かつ、自社の安全に関する課題に基づき、輸送の安全の確保に関する「目標」を定めます。

目標の例

「人身事故ゼロ」

「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」「物損事故対前年度比〇%減」等

(3) 安全目標を達成するための計画を作成します。

安全目標を達成するため、必要な「計画」を作成します。

計画の例

「ヒヤリ・ハット報告会の実施計画」

「安全装置の導入計画」等

(4) 計画を着実に実行します。

安全方針に基づき、安全目標を達成するために、計画を着実に実行しますが、その際に従業員に対する研修や従業員間の情報の共有に留意することも重要です。

(5) 取組状況を点検します。

安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年1回チェックします。

(6) 必要な見直し・改善を行います。

チェックの結果、安全管理体制に問題があれば、必要な見直し、改善を行います。

(7) 輸送の安全に係る情報の公表

下記の輸送の安全に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に「公表」します。

なお、公表の方法は、可能な限り多くの利用者等が情報を知ることができるよう、各事業者の実情に応じた方法で行います。

○公表内容

安全方針

安全目標及びその達成状況

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の状況

○公表場所

全営業所

○公表手段の例

自社ホームページへの掲載

営業所の利用者が閲覧可能な場所への掲示

※保有車両数が200両以上（被けん引自動車を除く。）の事業者は、安全管理規程の設定や安全統括管理者の選任等、上記の説明内容と異なる取扱いがありますのでご注意ください。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。



貨物自動車運送事業法第15条(輸送の安全性の向上)

貨物自動車運送事業法第16条(安全管理規程等)

貨物自動車運送事業法第17条(輸送の安全)

貨物自動車運送事業法第24条の3

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2(輸送の安全)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3

(安全管理規程等を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4(安全管理規程の届出)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の5(安全管理規程の内容)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6(安全統括管理者の要件)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8

(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

※貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針

(平成18年国土交通省告示第1090号)

※自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

(平成21年10月16日国自貨第95号)

様式の記載要領・記載例

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施しましょう。

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、社長が中心となり全社一丸となって実施してください。

A 毎年度等、下記の具体的な取組方針を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・社長は輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した、自社独自の「安全方針」を定めます。

● 社内への周知方法

- ・「安全方針」が決まったら、運転者等に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

● 安全方針に基づく目標 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・「安全方針」の周知後、運転者等の意見も取り入れた「取組目標」を定めます。
- ・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう可能な限り数値的なものとし、その安全目標を運転者等にも認識させます。
- ・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・取組計画」へ活かします。

● 目標達成のための計画 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・「安全目標」を達成するため、安全教育や車両の安全対策などの「安全計画」を立てます。

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・社長は運転者等と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。
- ・現場からのヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に活かします。
- ・全ての運転者に対し、必要な能力の習得および技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施します。

● わが社の安全に関する反省事項 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

● 反省事項に対する改善方法 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

1 ● 社内への周知方法

- ・「安全方針」を運転者等に配布するとともに本社および営業所に掲示する。
- ・社内報や社内イントラ等への掲載。

● 安全方針に基づく目標

- 今年度の安全目標
- ・「人身事故ゼロを貫徹しよう!」
- ・「物損事故を対前年度比10%削減」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

2 ● 目標達成のための計画

- 今年度の安全計画
- ・安全教育計画: ヒヤリ/ハット情報の報告会を2ヶ月に1回行う。毎月安全運転講習を受講させる。
- ・安全車両投資計画: デジタルタコグラフを全車両の30%導入する。

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・3ヶ月に1回、輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。
- ・ヒヤリ・ハット報告様式の簡略化およびドライブレコーダーを活用して情報の収集・分析を行う。
- ・ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施する。

3

● わが社の安全に関する反省事項

- ・取組状況のチェックを10月に実施する。問題点等の結果は後日、本社および営業所に掲示する。

4

● 反省事項に対する改善方法

- ・社内チェックにより把握した問題点について必要な見直し・改善を行う。

5

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載)

- ・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

● わが社の事故に関する情報

(〇〇年度もしくは〇〇期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

- ・社長は前年度の自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(例) 〇〇年度

目 標	結 果	目標達成状況
人身事故0件	人身事故0件	目標達成
物損事故 対前年度10%減	物損事故 対前年度8%減	目標達成できず
酒気帯び運転 速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

● わが社の事故に関する情報

(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

(例) 〇〇年度

重大事故発生件数	2件
事 故 の 種 類	衝突2件
衝 突 の 状 態	側面衝突1件(重傷者1名) 追突1件(重傷者1名)

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。

～運輸安全マネジメントの円滑な実施がなされるよう、以下の様式を用意しました～



これまでに示した取組事例を参考に、自社の実状に応じた具体的な取り組みをご検討いただき、様式に記載の上、社内及び営業所内への掲示等を行い、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを進められるようお願いいたします。

A

毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

● 社内への周知方法

● 安全方針に基づく目標 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● 目標達成のための計画 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● わが社における安全に関する情報交換方法等

● わが社の安全に関する反省事項 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

● 反省事項に対する改善方法 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況 (〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載)

● わが社の事故に関する情報 (〇〇年度もしくは〇〇期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。